

10月28日結審、2022年度中の判決 陳述書作成の作業に全力

弁護団事務局 事務局長 松本篤周弁護士

今年は、2015年9月19日、安倍内閣が安保法制を強行採決してから、7年目の年です。6年前、この暴挙に対して、平和憲法の破壊は許さない、として市民と法律家が立ち上がり、2016年4月に東京地裁に対して、457名の原告が損害賠償請求、52名の原告が差し止め請求の訴訟を提起して以来、全国で提訴が相次ぎ、全国の原告総数は7704名、提訴済計22地域25裁判となり、ここ愛知では、安保法制強行採決から3年になる直前の3年半前の2018年8月、143名の原告が名古屋地裁に損害賠償請求訴訟を提起しました。

これまでに15回の弁論を行い、26本の準備書面を提出してきました。そして今年、いよいよ証人尋問、原告本人尋問を経て結審、来春の判決を迎える段階になりました。

証人尋問・本人尋問は2回の期日に分け、1回目は4月22日(金)午後のみで、証人3名と原告1名を、2回目は6月15日(水)全日で原告12名の尋問が行われます。そして、尋問の内容を踏まえたまとめになる最終準備書面を提出し、10月28日(金)午後2時半～4時半まで結審弁論が行われ、来春3月までの2022年度中に判決の言い渡しが行われることになりました。弁護団も正念場の年になります。裁判所への原告陳述書の提出期限も迫っています。弁護団としては、今後、尋問の準備とともに、原告の皆さんの陳述書作成の作業に全力を挙げています。皆さんの裁判にかける思いを裁判官に届けるためにも、是非とも原告の皆さんのご協力をお願いいたします。なお、原稿を送り頂く際は、署名押印した上でお送りください。

全国では、未だに違憲判断を行った判決は出されていませんが、原告とサポーターの皆さんの奮闘で名古屋では是非とも違憲判決を勝ち取ろうではありませんか。



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

☎ 080-4521-5252

🌐 <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

✉ w.soshou.aichi@gmail.com

📘 <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>